

畜産業用倉庫、畜産業用車庫以外の畜舎等の場合

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

← 20cm以上 →	
15cm 以上	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)
	認定年月日・番号 令和5年5月1日 第〇〇〇号
	認定した者 □□県知事 畜産 花子
	認定計画実施者氏名（名称） 農水 太郎
	備 考

(注意) () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。